

浦安市地域包括支援センター運營業務委託公募型プロポーザルに関する質疑について(回答)

回答日:令和7年7月2日(水)

No.	タイトル	質問内容	回答
1	責任者について (共通)	3職種いずれかの者を責任者としておりましたが、この責任者は俗に言うセンター長を指すのでしょうか。また、3職種以外の者をセンター長に置くことは可能でしょうか。	お見込みのとおりです。 また、責任者(センター長)については、仕様書記載のとおり、3職種のいずれかの者とします。
2	認知症地域支援推進員 について(共通)	認知症地域支援推進員は非常勤職員でも、可能でしょうか。また、3職種以外でも可能でしょうか。	非常勤職員も可とします。また、認知症地域支援推進員については、仕様書記載のとおり、3職種兼務とします。
3	職員について (猫実)	中央包括で雇用されている職員は、委託先で継続して雇用することは可能でしょうか。	現在中央地域包括支援センターで任用している会計年度任用職員の任期は令和8年3月31日までとなっておりますので、4月以降の雇用については、妨げません。
4	類似実績について (共通)	類似実績には居宅介護支援事業所を含めて良いのでしょうか。また、どのような内容が類似実績になるのでしょうか。	含めていただいて構いません。 福祉業務全般としておりますので、地域包括支援センターの運営実績だけでなく、高齢者福祉施設等の運営や、サービス事業所としての運営実績等ご記載ください。
5	法人税等の納税証明書 について(共通)	各種証明書は原本を提出するのでしょうか。	原本1部については、原本の提出をお願いします。副本9部については、コピーで構いません。
6	備品について (猫実)	別紙設置備品一覧に7名分の備品の用意がされているが、職員が8名以上になる場合は委託先で各種設備(デスク等)をそろえるのでしょうか。また、執務スペースは同時に何人まで業務が可能でしょうか。	「仕様書7業務内容(7)その他業務 ⑩委託経費の使用範囲等について」ウ、エに記載のとおりとします。執務スペースは最大8人までを想定しています。9人以上となる場合は、協議事項とします。
7	役割について (猫実)	現在の猫実地域包括支援センターは基幹型と地域型を両方の機能を有していますが、基幹型と地域型の役割の違いは何でしょうか。	基幹型の役割は、主に各地域包括支援センターの総合調整や後方支援であり、地域型の役割は、担当する圏域において、本業務である地域包括支援センター業務を実施することです。
8	人件費について (共通)	委託費の中で人件費はどの程度の割合を想定しているのでしょうか。	8割～9割程度と想定しています。

浦安市地域包括支援センター運營業務委託公募型プロポーザルに関する質疑について(回答)

回答日:令和7年7月2日(水)

No.	タイトル	質問内容	回答
9	勤怠について (共通)	職員の勤怠は委託先の法人が有している勤怠システムで管理するのでしょうか。それとも市役所のシステムを利用するのでしょうか。法人が有しているシステムを利用する場合は、その費用に関しては本部経費として計上して良いのでしょうか。	受託者が有している勤怠システム等で管理を行っていただきます。その経費については、本部経費へ計上いただいて構いません。 猫実地域包括支援センターについては、市庁舎内への整備が必要になるため、構築方法について協議が必要です。
10	重層的支援体制整備事業について (共通)	令和6年4月より重層的支援体制整備事業については、実施済みとされているが、地域包括支援センターにおいては、どのような取り組みを行っており、今後の期待される役割はなんのでしょうか？	重層的支援体制整備事業の開始に伴う、地域包括支援センターの取り組みや、期待される役割については変更はありません。
11	介護予防支援について (共通)	保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、介護支援門院等介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにおいて、一人当たりの担当件数に上限等規定はございますでしょうか？	「仕様書7業務内容(1)①第1号介護予防支援事業」に記載のとおり、3職種が直接受け持つ件数は、第1号介護予防支援・指定介護予防支援も含め上限25件(指定居宅介護支援事業所への委託管理を除く)までとします。介護予防支援専門員については、上限を設けていません。
12	個人情報保護措置について (共通)	個人情報保護措置の観点から、書類の電子データでの管理、ICTツールでの情報共有、スマートフォン、タブレット端末等の使用について、制限はございますでしょうか？	使用する情報システム(ICTツール等)は、セキュリティ上問題がないか事前に担当課の確認を得ることとします。また、原則私用のスマートフォン、タブレット端末等の使用はできません。
13	(1)収入 ②③のプラン数 (猫実)	②③に関わる現状のプラン数と現状再委託数。	仕様書 別表3:日常生活圏域ごとの高齢者人口等(令和7年4月1日現在)の元町圏域(ともづな中央)をご参考ください。
14	(2)支出 事務職員について (共通)	事務職員について、現状の業務内容をお教えいただきたい。	電話および窓口の初期受付対応、各種月報等の資料作成、介護予防支援業務の請求・委託管理等です。

浦安市地域包括支援センター運營業務委託公募型プロポーザルに関する質疑について(回答)

回答日:令和7年7月2日(水)

No.	タイトル	質問内容	回答
15	3職種人件費旅費等について (共通)	出張旅費を指していると考えられるが、日常の電車バス代を含むのか。	11(2)支出①3職種・事務職の人件費にある「旅費等含む」については、通勤費を想定しております。 研修等に係る出張旅費については、⑦諸経費の「研修等参加費」において積算ください。
16	精算を伴う人件費について (共通)	市との年度末精算を行う人件費の範囲に、支出項目②の人件費は含まれないものと理解してよろしいか。	お見込みのとおりです。 支出項目②指定介護予防支援業務に従事する職員の人件費については、法人収入となる収入項目②介護予防ケアマネジメント費③介護報酬(指定介護予防支援)等の費用により、1名以上配置ください。
17	ネットワーク・パソコン等 (猫実)	委託業務に関わるネットワーク・パソコンは市庁舎内のインフラで対応するものと考えますが、受託法人内の連絡等には、受託法人で準備したものを使うのでしょうか。	お見込みのとおりです。 猫実地域包括支援センターについては、市庁舎内への整備が必要になるため、構築方法について協議が必要です。
18	設置備品(注1・2を含む) (猫実)	設置備品・共用自動車について、受託者の故意・重大な過失を除き受託者負担はあるのでしょうか。	設置備品・自動車の管理に関する費用(燃料費・車検に関する経費・法定点検費・修理費等)はすべて市が負担します。 受託法人様のご判断で、任意保険等の加入が必要でしたらご加入ください。
19	本部経費について (猫実)	本部経費について、浦安市としての考え方があれば、お教えください	本業務における本部経費については、本業務に配置する職員の人事管理や本契約の契約管理等に係る法人本部の経費を想定しております。
20	提案書様式について (猫実)	9月1日が提出期日となる「提案書」の様式のうち、(ア)企画書、(イ)本業務への実施体制がわかる書類、(ウ)業務実施に際しての基本的な取り組み方針等の3点について、ホームページ上での公開時期はいつ頃になるのか。	ご質問の様式は全て任意様式のため、ホームページ上で公開は行いません。 (ア)企画書 二次審査で実施するプレゼンテーションの内容で結構です。 (イ)本業務への実施体制がわかる書類 受託後の実施体制が把握できるように作成ください。(本業務に従事する職員配置・法人本部体制等) (ウ)業務実施に際しての基本的な取り組み方針等 本業務の取組に対する法人としての方針を記載ください。

浦安市地域包括支援センター運營業務委託公募型プロポーザルに関する質疑について(回答)

回答日:令和7年7月2日(水)

No.	タイトル	質問内容	回答
21	人員配置体制について (共通)	恐らく上記様式の(イ)本業務への実施体制が分かる書類に、配置人員の固有名詞の記載が求められると思われるが、新規参入の場合、今後採用活動を進めることになるがその場合いかなる形で表記すればよいか。	受託後の実施体制が把握できればよいので、配置予定または採用予定の職種等の記載で構いません。
22	3職種人員配置について (新浦安)	令和2年5月と令和7年4月を比較し、高齢化率+1.86%、後期高齢化率+5.84%と高齢化が加速的に進行している。地域課題も複雑化する中で、三職種の人員配置減の理由をご教示頂きたい。	厚生労働省通知「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について」において示されている「地域包括支援センター評価指標」に「3職種1人あたり高齢者数が1,500人以下であるか。」という項目があることから、浦安市においては、3職種1人あたり高齢者数が1,250人以下となるよう積算を行っています。
23	委託先事業所について (新浦安)	令和2年5月と令和7年4月を比較し、指定介護予防支援対象者数が9%増加する中、指定居宅介護支援事業所への委託人数は47%減となっている。(介護予防ケアマネジメント対象者数は43.5%増、指定居宅介護予防支援事業所委託人数46%増) 委託先事業所の確保等の対策はあるのかご教示頂きたい。	指定介護予防支援業務においては、原則受託法人が介護予防サービス計画数に応じて、必要な人員を配置することとしています。 対応件数が増えてきている対策としては、より簡易的・効率的にケアプラン作成ができるよう、様式の見直しや、AI作成支援機能の導入等を行っています。
24	募集要項 2.概要(5)委託上限額 (高洲)	委託費における人件費において、国の方針等による急激な上昇時など特段の事情発生の際、改訂協議および契約事項の記載変更は可能か。	協議可能事項とします。
25	募集要項 2.概要(6)運営財源 イ介護報酬(指定介護予防支援) (高洲)	募集要項に示される受託者が独自に採用した従事者1名以上の勤務形態は非常勤でもよろしいか。	3職種が実施するその他の業務に支障が出ないようであれば、非常勤の勤務形態でも可とします。
26	仕様書P12 8職員体制 ⑤ (高洲)	「保健師その他介護予防支援に関する知識を有する職員」1名以上指定介護予防支援業務に従事する職員。とあるが、当該職員において、介護予防ケアマネジメントを担うことはできないということによろしいか。	原則、指定介護予防支援業務に従事するものとしますが、一体的に実施することとされているため、介護予防ケアマネジメントを担うことを妨げません。

浦安市地域包括支援センター運營業務委託公募型プロポーザルに関する質疑について(回答)

回答日:令和7年7月2日(水)

No.	タイトル	質問内容	回答
27	委託仕様書 P4 募集要項 2.概要(6)運 営財源イ介護報酬(指 定介護予防支援) (高洲)	第1号介護予防支援事業および指定介護予防支援において、3職種が受け持つ件数は上限25件と示されているが、受託者が独自に採用した従事者の受け持つ件数の上限はどうか。	受託者が独自に採用した従事者の受け持つ件数の上限は設けておりません。
28	委託仕様書P4 (高洲)	第1号介護予防支援事業および後述の(4)「指定介護予防支援」の実施にあたっては、共通の考え方にに基づき、一体的に行うものとする。なお、3職種が直接受け持つ件数は、指定介護予防支援も含め上限25件(指定居宅介護支援事業所への委託管理を除く)までとする。について、従来第1号介護予防支援事業においては、保健師を主とした3職種の職員が行うこととし、原則として指定居宅介護支援事業者への委託を行わないこととする。ただし、やむを得ない場合はその限りではない。とされていたが、「指定介護予防支援」同様に再委託を妨げないということによろしいか。	お見込みのとおりです。 第1号介護予防支援事業においては、従来どおり原則としては、3職種の職員が行うこととします。
29	委託仕様書 P4 募集要項 2.概要(6)運 営財源イ介護報酬(指 定介護予防支援) (高洲)	第1号介護予防支援事業および指定介護予防支援において、3職種が受け持つ件数が上限25件となり、かつ募集要項に示される受託者が独自に採用した従事者で対応しうる件数を超える状況において、指定居宅介護支援事業者に業務の一部を委託できる状況にない時の取り扱いはいかがか。	その他の業務に支障が出ないよう、受託者が指定介護予防支援業務に従事する職員を配置することとします。 指定介護予防支援業務に従事する職員が追加で採用できない期間に、対応しうる件数を超える場合の対応については、協議事項とします。
30	委託仕様書P4-5 (高洲)	7 業務内容 (1)包括的支援事業 ウ 居宅要介護被保険者であって要介護認定を受ける日以前から継続的に総合事業(従前相当サービス及びサービス・活動Cを除く。)を利用する者 とは、要介護認定以前に総合事業を受け かつ要介護認定後も継続してサービス提供を受ける者と解するのか。	お見込みのとおりです。

浦安市地域包括支援センター運營業務委託公募型プロポーザルに関する質疑について(回答)

回答日:令和7年7月2日(水)

No.	タイトル	質問内容	回答
31	募集要項 5.応募手続き(3)応募書類の受付(力) (高洲)	直近1か年の法人税、消費税及び地方消費税、法人市民税、固定資産税の納税証明書について、令和6年分の証明書は8月以降の取得となるが、①発行以降追加提出 ②令和5年分を取得し提出 ③令和5年分を提出し令和6年分所得後提出差し替え ①~③のいずれとするのがよろしいか。	応募書類の受付期間内に取得可能な直近1か年の納税証明書をご提出ください。 令和6年分の取得ができないようであれば②令和5年分をご提出ください。(状況に応じて令和6年分の提出を依頼する場合があります。)